

名護市不妊治療通院にかかる交通費助成金 申請のご案内

不妊治療を受けられた方の経済的負担を軽減するために、通院にかかる交通費を助成します。

助成金の対象となるもの

【対象者】

申請日において、以下の全てに該当する夫婦が対象となります。

- (1) 婚姻の事実が確認できること。(事実婚含む。)
- (2) 不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。
- (3) 夫婦いずれかが名護市に1年以上住所を有すること。
- (4) 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。



【対象となる治療】

名護市在住期間中に

- (1) 沖縄県が承認する不妊治療指定医療機関※1において受けた不妊治療
- (2) 地方厚生局から承認された医療機関で受けた先進医療

助成金額

**1組の夫婦に対して、通院1回につき3千円
(不妊治療を受けた年度毎に上限：12回/3万6千円)**

※夫婦がそれぞれ不妊治療を受けている場合も、夫婦1組に対しての助成となります。

申請期限

**原則、不妊治療を行った日の属する年度の3月末まで
ただし、必要書類等が3月末までにご準備できない
場合は、お早めにご相談ください。**

申請書類の入手・提出先

申請書類は、下記の場所で配布しています。

- (1) 名護市役所 健康増進課 健康づくり係
TEL：0980-53-1212 (内線263)
- (2) 名護市ホームページ
URL：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023110900075/>



【提出・郵送先】

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号
名護市役所 健康増進課 健康づくり係
TEL：0980-53-1212 (内線263)

申請書・必要書類

- (1) 不妊治療通院に係る交通費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 不妊治療通院に係る交通費の助成金事業受診等証明書（様式第2号）
- (3) 婚姻の事実が確認できる書類（戸籍謄本等）＊
事実婚の場合は上記書類に加え、事実婚関係に関する確認書（様式第3号）
- (4) 夫及び妻の住所地を証明する書類（住民票、免許証等）＊
- (5) 夫及び妻の市税等の滞納がないことを証明する書類＊
- (6) 夫及び妻の健康保険証の写し
- (7) 請求書（様式第5号）
- (8) 受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し

＊書類（3）～（5）については、名護市在住で申請書の同意欄に署名し、本市で確認できる場合は提出不要です。

※事実婚の方は、必要書類（3）が省略できる場合でも、「事実婚関係に関する確認書（様式第3号）」の提出が必要です。

※1 沖縄県が承認する不妊治療指定医療機関

1. ウィメンズクリニック糸数（那覇市泊1-29-12）
2. うえむら病院（中城村南上原803-3）
3. 友愛医療センター（豊見城市与根50番地5）
4. 琉球大学病院（西原町上原207）
5. 空の森クリニック（八重瀬町字屋宜原229番地の1）
6. やびく産婦人科・小児科（北谷町字砂辺306）

令和5年3月1日現在

【問合せ先】

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号
名護市役所 健康増進課 健康づくり係
TEL：0980-53-1212 （内線263）



名護市公認キャラクター「なぐうえーかた」